

日本 18 世紀学会  
第 43 回全国大会プログラム

2021 年 6 月 26 日 (土)

関西大学／オンライン開催

# 大会プログラム

Zoom によりオンライン開催いたします。

10:00-10:10 開会挨拶

10:10-11:00 自由論題報告(1) 津田 栞里 (一橋大学大学院)

「初期近代ドイツ哲学におけるスピノザ (主義) の群像」

司会・後藤 正英 (佐賀大学)

11:00-11:10 休憩

11:10-12:00 自由論題報告(2) 大林 侑平 (名古屋大学大学院)

「認識的障害と夢想——18 世紀後半ドイツ語圏における〈魂の自然学〉について——」

司会・吉田 耕太郎 (大阪大学)

12:00-12:10 休憩

12:10-13:00 昼食・総会

13:00-13:15 休憩

共通論題 「学問・芸術の制度と『自由』——18 世紀におけるアカデミー、大

学、官僚機構——」

13:15-13:50 趣旨説明・第1報告「パリ王立科学アカデミーと『自由』」

隠岐さや香（名古屋大学）

13:50-14:20 共通論題 第2報告「近代語による国家の創設——アカデミー・

フランセーズと啓蒙期の言語革命——」玉田 敦子（中部大学）

14:20-14:50 共通論題 第3報告「王立絵画彫刻アカデミーにおける自由と

不自由」栗田 秀法（名古屋大学）

14:50-15:05 休憩

15:05-15:35 共通論題 第4報告「近世（16～18世紀）の文芸共和国とポー

ランド」小山 哲（京都大学）

15:35-16:05 共通論題 第5報告「清の学問と権力——梅文鼎『学暦説』をめ

ぐる考察——」新居 洋子（大東文化大学）

16:05-16:20 休憩

16:20-16:50 共通論題 総括討論

16:50 閉会の言葉

Zoom URL は、後に会員向け電子メール・郵送でお伝えいたします。非会員は定められたフォームで登録申込（有料）をしてください。電子メールで後日お伝えします。

日本18世紀学会  
第43回全国大会レジュメ集

2021年6月26日（土）

関西大学／オンライン開催

# 日本18世紀学会 第43回全国大会レジュメ集

## I. 自由論題報告要旨

報告1 津田 栞里（一橋大学大学院）

「初期近代ドイツ哲学におけるスピノザ（主義）の群像」

報告2 大林 侑平（名古屋大学大学院）

「認識的障害と夢想——18世紀後半ドイツ語圏における「魂の自然学」  
について——」

## II. 共通論題趣旨説明

「学問・芸術の制度と『自由』——18世紀におけるアカデミー、大学、官僚機構——」 隠岐 さや香（名古屋大学）

## III. 共通論題報告要旨

報告1 「パリ王立科学アカデミーと『自由』」 隠岐 さや香（名古屋大学）

報告2 「近代語による国家の創設——アカデミー・フランセーズと啓蒙期の言語革命——」 玉田 敦子（中部大学）

報告3 「王立絵画彫刻アカデミーにおける自由と不自由」 栗田 秀法（名古屋大学）

報告4 「近世（16～18世紀）の文芸共和国とポーランド」 小山 哲（京都大学）

報告5 「清の学問と権力——梅文鼎『学曆説』をめぐる考察——」 新居洋子（大東文化大学）

自由論題報告1

## 初期近代ドイツ哲学におけるスピノザ（主義）の群像

津田 栞里（一橋大学大学院）

司会：後藤 正英（佐賀大学）

近年、スピノザを虚軸（あるいは補助線）とする思想史の捉え直しは一時の流行ではなく、一つの研究手法として定着しつつある。その対象をドイツに限定した場合、伝統的にはF・バイザーによって、18世紀前葉のドイツにおける理性と信仰という対立図式の内実が合理主義哲学と敬虔主義神学のスピノザ（主義）論争であった点、19世紀以降に理性と自然の調和が進みゆくなかでは神学と無神論・唯物論の折衷案としてスピノザの汎神論が有効に機能した点が指摘された。今世紀にはJ・イスラエルによって、ヨーロッパ啓蒙の推進者は各国のスピノザ主義者であるという大胆な歴史観が提示され、ドイツでもF・バイザーの議論へと続く17世紀中庸からの一世紀にスピノザ（主義）が特殊な役割を担っていたことが明らかにされた。彼らに触発されるように、18世紀ドイツ哲学研究、とりわけヴォルフ及び彼に影響を受けたヴォルフ学派の研究は北米やドイツを中心に大幅な進展を遂げつつある。しかしながら、スピノザの『遺稿集』が刊行された1677年から18世紀中葉までのおよそ半世紀のあいだ、そこではあまりにも多様なスピノザ（主義）に関する言説が繰り広げられたために、当時の言論空間の再現は喫緊の課題として残されたままである。

本発表はライプニッツやトマジウス（Christian Thomasius, 1655-1728）、シュトツシュ（Friedrich Wilhelm Stosch, 1648-1704）やラウ（Theodor Ludwig Lau, 1670-1740）等と、彼らに関する先行研究を手引きとして、スピノザ（主義）像の変遷を辿りたい。それによって、初期近代ドイツ哲学におけるスピノザ（主義）の群像が、第一に実体論: 一元論と二元論あるいは観念論と物質論、第二に決定論: 自由と必然性、そして第三に汎神論: 自然主義と異教との融合という、大きく三つの問題圏のもとで展開してきたことが示される。さらに、これまでも注目されてきた敬虔主義神学者ランゲ（Johann Joachim Lange, 1670-174

4) と合理主義哲学者ヴォルフ (Christian Wolff, 1679–1754) の論争が同時代的にどのような意義をもつのかを問い直すための準備が整えられるであろう。

自由論題報告2

認識的障害と夢想——18世紀後半ドイツ語圏における「魂の自然学」について——

—

大林 侑平（名古屋大学大学院）

司会：吉田 耕太郎（大阪大学）

18世紀ドイツ語圏の多くの学殖者たちは、有機体に対する関心を共有していた。比較解剖学や生理学を学び、あるいは自然神学に賛同し、彼らは人間の特異性を「精神（Geist）」や「言語」、あるいは有機体としての「完全性（Vollkommenheit）」に還元した。こうした議論では、歴史文化の諸条件によって人間を規定しながらも、自然史の対象としての人間の心理現象を身体現象との相互作用から発生的（genetisch）に理解しようと試みられた。

この試みをJohann Georg Sulzerは「人間に関する形而上学理論」ないし「魂の自然学（Physik der Seele）」と呼び、またErnst Platnerは「人間学（Anthropologie）」と呼んだ。彼らは心理学の基礎を身体現象と意識現象の相関性に据え、そこに精神医学的な侵襲の足場を見出した。これはさらに道徳論や宗教論、統治論と結びついた。例えばJohann Friedrich Pfeifferは『普遍官房学の原理、あるいはその四つの中枢』 *Grundsätze der Universal-Cameral-Wissenschaft oder deren vier wichtigsten Säulen* (1783)で「魂の自然学」の解明が国家統治術にとって不可欠だと主張した。このように、心理現象の自然学的解明の端緒には、身体及び国家のアナロジカルな統治理念が設定されていた。

一方でSulzerは『意識とその判断への影響について』 *Von dem Bewußtseyn und seinem Einfusse in unsre Urtheile* (1764)で、睡眠時／失神時の過少な／過剰な感覚受容（sinnliche Empfindungen）に置かれた意識（Bewußtseyn/apperceptio）が、注意深く明晰な観念を失ってもなお表象を抱く経験的事実を指摘する。こうして人間学において18世紀後半には感性的経験は、概念的理解の次元、意識の次元、無意識の次元に分裂する。無意識、あるいはSulzerの言葉を借りれば「魂の深み」は、夢や幻想、そして狂気の最中に現れる。それらは不完全な感覚受容を介した曖昧な観念の錯綜と考えられるのである。この洞察は、上述にあ



る通り、単なる心理学事実の解明だけでなく、政治・宗教的問題に対する医学的処方に上書きされる。これらの現象は、「身体機構の完全な認識」が不可能であるために生ずる認識的障害をもたらす。

本発表では、18世紀半ばの経験的心理学の見解を整理した上で、さらにJohann Gottlob Krüger『夢』 *Träume* (1785)やJohann Caspar Lavater『自殺について』 *Ueber den Selbstmord* (1779/ 1782)、Johann Georg Zimmermann『孤独についての考察』 *Betrachtung über die Einsamkeit* (1756)、Christian Heinrich Spieß『自殺者たちの伝記』 *Biographien der Selbsterlöder* (1785)、『狂人たちの伝記』 *Biographien der Wahnsinnigen* (1796)などを紐解き、そこに現れる認識的障害と、それを逆手に取った政治・宗教的含意を別抉する。そうして18世紀中葉に広まりを見せた一種の道徳感情論と、それに反意した諸々の思想史の交雑した脈絡を整理し、展望を示したい。

# 共通論題趣旨説明

学問・芸術の制度と「自由」——18世紀におけるアカデミー、大学、官僚機構——

—

隠岐 さや香（名古屋大学）

この共通論題では「自由」という概念を手がかりに、18世紀におけるアカデミーや大学等の学問・芸術に関わる組織が当時の社会の中でどのような「自由」を持ち得たのかという問題について分野別・地域別に検討する。

学問・芸術に関わる組織と「自由」の関係は、主に「学問の自由」「表現の自由」といった言葉で表される。その概念は重層的な由来の系譜を有しており、時代・地域ごとに異なる実態を持つ。まず、西欧世界においては、中世の大学がギルド的小集団の有する特権としての一定の「自由」を希求したことはその由来の一つとして語られる。それは政治からの干渉を一定範囲に抑え自律的に自らの職務を遂行するための条件でもあった。ルネサンス期から17世紀にかけては、「文芸共和国」(respublica litteraria)という現実のしがらみを解き放たれ、「自由」な理念上の共同体が文人や学者達にとって拠り所とされた。アカデミーという組織はこれらの諸伝統を引き継ぎつつも、時には国家や地域と妥協する形で物質的な援助を取り付けて、持続性を得た制度ということができる。

本共通論題は二部構成を取る予定である。第一部において紹介されるのは、まずフランスにおける文芸・科学・芸術それぞれの領域に関わる王立アカデミーの様子である。これまで分野別のアカデミー比較は十分になされていなかった。報告を通じ、各領域が結びついた伝統的な身分社会の待遇に応じた「自由」の程度（あるいはその限界）や、その条件下でいかにして活動に必要な自律性を獲得していったのかということ考察したい。また、「自由」な評価の権威を得たアカデミーは、そこから排除された者にとっては抑圧的な権威として批判的にもなった。「自由」の権力性をめぐるそうした葛藤も合わせて検討したい。

第二部には地域別比較の視点が導入される。ポーランドと中国という二つの地域における学術機関の事例を通じ、これらの国々において学問・芸術と「自由」がいかなる関係にあったのかを考察したい。ポーランドは前述の「文芸共和国」の内側にあるものの、辺境地域として西欧諸国との関係を意識させられてきた地域である。中国は周知の通り、欧州とは全く異なる知の体系を有していた。そして、一方には皇帝を頂点とする官僚機構の担う学知や芸術が、他方には政治を離れた芸術や文芸の営みがあった。西欧世界とは異なる背景を持っていた二地域の諸相を検証することで、知とその制度が社会との間に抱えうる葛藤の多様性も改めて浮き彫りにされるであろう。

## 共通論題報告 1

### パリ王立科学アカデミーと「自由」

隠岐 さや香（名古屋大学）

パリ王立科学アカデミー（1666-1793）が「自由」に関して抱えた問題は、検閲との関係、会員の選定における自由、研究を遂行するのに必要となる費用の負担問題、政治との関係などに分類できる。複数の先行研究がこれらの問題に個別に触れてきた。本講演では中でも分析の少ない研究費・運営費問題についての知見を独自に補った上で、自然科学のアカデミーが必要とした「自由」の特性について改めて考察する。

近代的な自然科学研究の黎明期において、宗教検閲を逃れる方策というのは死活問題であった。パリ王立科学アカデミーは創設当初は活動内容を自由に出版することができなかったが、18世紀になると組織内の検閲を経て出版する権利を獲得していった。また、科学アカデミーは異端的な傾向を持つ知性を匿う役割を一定程度以上果たしていたかも知れない。近年の研究によると、終身書記として組織のスポークスマンであったフォントネルは、無神論的な地下文書の書き手としても活躍していたという。

同時代における諸外国の科学アカデミーと比較する限り、パリ王立科学アカデミーは会員の選定における自由を比較的獲得できた組織である。同アカデミーは選挙により複数の候補に順位をつけて王に提示し、王がそのうち一人を選ぶというプロセスを基本的には採用していた。王が一位の候補を選ばないことはあったが、18世紀後半にはそれも稀になった。この状況を踏まえ、1780年代に終身書記であったコンドルセは、王は学者の目利きではないためアカデミー会員を選ぶべきではないとの内容を書き残すことになる。

科学アカデミーが王権から受け取っていた予算は人件費と研究・運営雑費に大分されるが、継続的に一定額を確保するのは容易なことではなかった。18世紀半ばでもその支払いは不規則であり、恒常的な資金不足に悩まされた。そのことは死後に巨額年金をアカデミーに贈与

した会員や、一定期間お金をアカデミーに貸与した会員の存在からも窺える。それでもフランス革命期になると科学アカデミーは最も予算を与えられたアカデミーとなった。

王権の統制下では政治的な主題が厳しく避けられた。だが、政治との関係は革命期に入っても悩ましいものであり続けた。科学アカデミー会員は革命後に王立か国立かで意見が分かれたが、その背景には単なる政治的対立を越えて、国民議会と立憲王政下での王室、どちらの下にある方が「自由」でいられるかという問題意識もあったといわれる。いずれにせよ議論は空しく、革命の過激化と共に特権的組織とみなされ、全アカデミーに対する廃止論が勢いを増すことになる。敢えて現代的な表現で言えば、王権による統制が去った後は激しいポピュリズムとの対峙が待っていたのである。

共通論題報告2

近代語による国家の創設——アカデミー・フランセーズと啓蒙期の言語革命——

玉田 敦子（中部大学）

アカデミー・フランセーズ（以下：アカデミー）は、宰相のリシュリユー枢機卿によってフランス語の純化と統一を遂行する機関として設立された。1635年に正式に国王ルイ13世の勅許を得て以来、アカデミーは、国家権力によってフランス語を管理する機関とされる。フランス語の整備が国家の発展に資するものとして、国家事業とされたためである。しかしながら、アカデミーは終身会員である会員たちにその運営を委ねられており、独自の自律性をもつ機関でもある。本報告においては、フランス語の整備を国家事業として担ったアカデミーが、旧体制下の約150年に如何にその自律性を実現したのかという点について論じる。

アカデミーの設立当時、リシュリユーが仇敵としていたのは、王権に対して最大の抵抗勢力であった司法機関、高等法院であった。リシュリユーは、法廷弁論で用いられるフランス語を比喩表現が多く、冗長で「装飾的」な言語として批判し、古典古代の文芸とラテン語を模範としたフランス語を整備することを求めた。ところが、リシュリユーの死後、アカデミーを担ったヴォージュラは、「宮廷において話されるフランス語において、もっとも健全な部分」を「良き慣用」として模範とすることを求め、宮廷における話し言葉と慣用を規範とした『アカデミーの辞書』の初版が、1698年に刊行されることになる。

18世紀になると、アカデミーの活動は一層活発になり、世紀中頃にはヴォルテールなどの啓蒙思想家が重要な役割を果たすようになる。1746年に会員となったヴォルテールは、『ルイ14世の世紀』において、アカデミーの任務はフランス語の純化と固定であり、17世紀古典主義文学の作家たちが作品の中で「完成」させた言語を固定することだと論じて、フランス語をラテン語に比肩する言語にすることを目指した。このようにアカデミーは啓蒙期に王権と宮廷から乖離することによって、国王の顕揚を目的とする機関ではなくなり、徐々に自律性を獲得していった。本報告では、このような古典主義時代から啓蒙期にかけてのアカデミーの変容をたど

り直すことによって、アカデミーの目指した、近代言語により創設される新しい国家像を浮かび上がらせる。

## 王立絵画彫刻アカデミーにおける自由と不自由

栗田 秀法 (名古屋大学)

パリには勅許状を王室から得て自由に活動していた宮廷芸術家と画家・彫刻家のギルドとの間で軋轢が古くから生じていた。王立絵画彫刻アカデミーが設立されたのは、高等法院を後ろ盾とするギルドと増大した宮廷画家の対立が抜き差しならぬ関係に達した1648年のことである。画家や彫刻家に加え、室内装飾職人や石材加工職人等までもを成員とするギルドに対してアカデミーは手工芸としての絵画と彫刻ではなく、店を構えたり商品の売買を行ったりする商業活動とは一線を画し、自由学芸に格上げされた絵画・彫刻こそが王の庇護に値するという言説の戦略を採用し、ギルドとの差別化を図ろうとした。

アカデミーの活動の中心を占める素描学校における裸体モデルの提供に際しては、王からの財政的な支援のなかった当初のアカデミーでは実費を徴収せざるを得なかったが、ギルドはその窮状に付け込み聖ルカアカデミーを設立、裸体モデルを無償で提供して対抗し、1651年には王立アカデミーは合併を余儀なくされた。1655年には再び分離し、パリには1776年のギルド廃止まで二つのアカデミーが存在することになった。

王立アカデミーは王室からの庇護によりギルドに対する活動の自由を確保する一方で、自由学芸としての地位を確固たるものとするべく、物語画を頂点とするジャンルの序列の理論を確立し、会員間にも序列が設けられた。素描学校の教授には物語画家が就き、講演会では主に王室所有の物語画の名作から教則が引き出された。登竜門としてのローマ賞コンクールは物語画のみで行われ、終始ラファエッロがひとつの規範とされた。とはいえ、古典主義からロココへの趣味の変遷の中で、入会作品の作風はかなり多様なものとなった。

また、王立アカデミーは19世紀の美術アカデミーと異なり定員が設けられなかったため、間口が広く幅広いジャンルの画家、彫刻家が会員となっている。18世紀に入り1737年から定期化されたアカデミーの展覧会（サロン）では会員であれば原則出品可能であったが、世紀



半ばあたりからは軽浮化したアカデミーの主要画家の作品が批評家からの厳しい批評にさらされることとなった。とはいえ、19世紀のサロンの公募制の厳しい審査とは対照をなすりべラルなものであった。

王立絵画彫刻アカデミーにおける自由と不自由の問題は、ギルドや批評家といった組織外部との摩擦から発生する問題と、公式の美学の規範と趣味の変遷に応じた制作の実態とのズレ等内部において発生する問題に大別できる。報告では両側面からいくつかの事例を取り上げて考察を加えたい。

共通論題報告4

## 近世（16～18世紀）の文芸共和国とポーランド

小山 哲（京都大学）

近世のポーランド・リトアニア共和国は、バルト海南岸から黒海北方のステップ地帯にかけて広がる複合君主国である。貴族が国王を選挙で選び（1572年以降）、議会を中心に国政を運営したことから「共和国」と呼ばれる。国制上支配的な宗派はローマ・カトリックであったが、国土は東西のキリスト教圏の境界線上に位置しており、カトリックの信徒と並んで、プロテスタント諸教会を含むさまざまな宗派のキリスト教徒と、ユダヤ教徒、イスラーム教徒が共存していた。

近世のポーランド・リトアニアは、15世紀に成立した文芸共和国（*Respublica litteraria*; *République des Lettres*）の東の辺境に位置していた。文芸共和国を広い意味での学芸にたずさわる個人や集団を結ぶネットワークであったと考えれば、その中心と辺境を結んでいたメディアとして、書籍、文通、旅行の3つを挙げることができる。16世紀から17世紀末まで、ポーランド・リトアニアの東の国境は、「ゲーテンベルクの銀河系」の東の境界でもあった。ラテン語による書籍が西欧から輸入されるだけでなく、クラクフやヴィルノの印刷工房で刊行され、ポーランド語への翻訳や出版も行われた。ラテン語は、ポーランドの知識人が西欧に発信するための言語でもあった。エラスムスやリプシウスのような近世前期の文芸共和国の中核的人物との交流は、ラテン語による書物や書簡のやりとりによって可能となった。また、16世紀から17世紀前半にかけて、ポーランド・リトアニアから多くの若者（主に貴族の男子）が西欧の大学に留学した。近世後期になると文芸共和国の共通語は多様化する。17世紀後半にグダンスクの天文学者ヘヴェリウスは、ヨーロッパ各地の知識人と、ラテン語、ドイツ語、フランス語、イタリア語で文通している。

文芸共和国とポーランドの関係は、17世紀中葉に1つの転機を迎える。対抗宗教改革によるカトリック化が進んだ結果として、「ポーランド兄弟団」（ソツツイーニ派）が国外追放となり、その一部は迫害を逃れてオランダに向かった。ここから、ジョナサン・イスラエル

が急進的啓蒙の源流として重視するソツツィーニ派と、スピノザ、ロックをはじめとする西欧の知識人との接点が生まれた。ポーランド・リトアニアの啓蒙は、1730年代以降、西欧から流入してくる新しい思潮の影響をうけながら展開する。学術的な定期刊行物や時事評論誌が刊行され、ワルシャワにはザウスキ兄弟によって公共図書館が開設された。女性が西欧に旅行・留学するなど、ジェンダーの面でも近世前期とは異なる変化がみられる。ポーランド啓蒙は、1773年の国民教育委員会の設立にみられるように学校教育を重視したが、教育・言論の場では聖職者の比重が高く、「カトリック啓蒙」としての側面が強かった。しかし、貴族共和政のもとで「自由な声」（議会での自由な意思表示）が重視されてきたことから、政治的な発言に対する規制や検閲には警戒感が強かった。啓蒙は、ポーランド分割に抵抗するための国制改革を呼びかける言論を支える知的な基盤でもあった。

ラリー・ウルフは、空間としてのヨーロッパを認識する軸が啓蒙期に南北から東西に転換し、文明化された西欧から野蛮な東欧を区分して他者化するマッピングが行なわれたと指摘しているが、この問題は、18世紀のポーランド・リトアニアの知識人が文芸共和国における自らの居場所をどのように認識していたのかという視点から逆照射して再考する必要がある。

## 清の学問と権力——梅文鼎『学暦説』をめぐる考察——

新居洋子（大東文化大学）

フランスでアカデミーが華々しく活動した18世紀当時、清では書院の官化、文字獄、官話の普及、『四庫全書』編纂と表裏一体となった禁書などの出来事が起こっていた。これらは権力による学問統制であり、ヨーロッパにおける学問の自由や学者の自律との魅力的な比較のための材料を提供しているかのように見える。しかし実際のところ、両者における権力機構と学問との関係を比較することは簡単ではない。なぜなら近世以前の中国における権力と学問とはそもそも単純な二項対立に還元できないからである。

第一に、儒学は古代から近世まで正統の学問として君臨したが、この儒学そのものが上古の堯や舜をはじめとする聖王を理想とした統治思想の体系であり、君臣、父子を中心に既成の人間関係に根差した秩序を安定的に維持することを目的とする。第二に、儒学と皇帝を頂点とする権力機構とは、官吏供給制度としての科挙という接点によって密につながっている。官吏を目指して幼少時から儒学の知識と考え方を叩きこまれ、みごと科挙に合格して官吏に任用された者およびこの経路の中途にある者を総称した「士大夫」とは、つまり官吏（およびその予備軍）であると同時に儒学者である。第三に、中国における王朝運営はさまざまな分野での学識およびその実践を不可欠の要素としている。たとえば天文現象あるいは天体運動をめぐる学識は、私の理解では、ヨーロッパではおおむね政治体制から独立的に発展したが、中国ではこの分野の学識は先秦時代から王朝運営の一部であり、それを扱うための宮廷内の部署も、清朝にいたるまで継続的に存在した。

以上の点から、中国における学問とりわけ儒学は、権力機構の運営と不可分に発展したといえる。それでは学者の側において、自らの学問実践を権力機構から自立させようとの動きはあったのか。このことに関して、清朝に仕えずいわゆる明の遺民として生きた黄宗羲や顧炎武をどのように位置づけるかはきわめて難しい問題である。彼らは政治的信念から清朝からの独立を選んだとはいえ、それをかつての明朝も含めた権力機構一般からの学問の自立を

目指したものと言えるかはまた別の問題だからである。また18世紀に後世「考証（拠）学」と呼ばれる新しい学風を築いたのが、多くは権力機構から意志的あるいはやむを得ず距離を置いた人々であったこともよく知られている。しかし彼らに関しても、権力機構と自分たちの営みとの関係のあり方について積極的に問い直すような文言を、その著作から探し出すのは容易ではない。

このように難しい問題ではあるが、梅文鼎（1633-1721）の『学暦説』には、学問と権力機構との関係をめぐり、学者の側からの一歩踏み込んだ認識を示すかすかな手がかりを見出すことができる。梅文鼎は暦法（古来中国では天体現象を観察し、その結果を占いに反映する術を「天文」、天体運動の数理的解析に基づいて時を計算する学問を「暦法」と呼んだ）の専門家で、科挙受験の経験はあるが生涯任官しなかった一方で、その学識を康熙帝に高く買われたという異例の経歴をたどった人物である。『学暦説』は、もちろん権力機構からの学問の独立をうたうわけではないが、暦法の研究について、王朝が統制してきた範囲を問い直し、儒者の領分として定義し直そうと試みている。このような試みへと梅文鼎を向かわせた歴史的要因、および彼の言説がおよぼした作用も含め、若干の考察を行いたい。